



2005
No. 1

The Natural Science Publishers' Association of Japan

自然科学書協会会報

発行人・志村 幸雄
編集・広報委員会
発行・2005年1月15日

社団法人 自然科学書協会
〒101-0051 東京都千代田区神田神保町1-101 文化産業信用組合内 TEL03-3292-8281
URL: //www.nspa.or.jp

専門書の復権を目指して

— 新年のご挨拶に代えて —

理事長 志村 幸雄

明けましておめでとうございます。会員各位におかれては、本年もまた当協会の活動に一層のご理解とご支援を賜りたく心よりお願い申し上げます。

昨年の出版業界は、書籍部門の伸びが雑誌部門の不調をカバーして辛うじて7年連続のマイナス成長から抜け出したようです。8年ぶりの反転ですから大いに喜んでいいように思われますが、出版科学研究所の分析では、「ハリポタ」や一部文学賞受賞作品の売れ足が良かっただけで、専門書については依然長期低迷状態から脱却していないようです。

専門書が売れない理由を他動的要因にする弊は避けなければなりません。全国大学生協連合会の調べでは、大学生（自宅生）の全支出に占める書籍代の比率が1965年の22.1%から75年12.8%、85年7.0%、95年5.0%と下降線をたどり、03年には3.7%まで落ち込んでいます。1日の読書時間も調査開始時の73年には99分だったのが、97年には31分にまで減っています。それ以降の調査がないのは、30分割れを恐れたから、というのではブラックユーモアという他はありません。出版界で読書推進運動といえば児童書が通り相場ですが、自然科学書のような専門書にもその必要性が高まっているようです。

こうした背景には、デジタル媒体による代替に始まって、若者の理数科離れ現象に至るまで様々な理由が指摘されていますが、科学



技術創造立国を目指す日本にとってそのインフラ的役割を果たす自然科学書の重要性は大きくなりこそすれ小さくなることはありません。この上は、隗より始めよで、専門書出版の原点に立ち返った、理念と創造性あふれる真摯な取り組みこそが肝要と思われれます。

専門書は売れなくなったのではなく、売る工夫が足りないという声にも耳を傾けるべきです。昨年末の会員集会で三好勇治大阪屋社長は「会員社72社のうち37社は当社での取扱高を増やしている」と指摘し、悲観論に釘を刺しました。また、最近、ノーベル物理学賞受賞者の江崎玲於奈氏から頂戴した私信には「若い人を鼓舞するような本を出して欲しい」とありました。出版界の危機を叫ぶ前に、私どもにはもっと為すべき役割が残されているということです。

出版界を取り巻く問題には、出版者の権利法制化問題、著作権法改正問題、違法コピー問題、ポイントカード問題など挙げていけばキリがありませんが、短期的な課題としてぜひとも取り組まなければならないのは、消費

税引き上げ時における軽減税率の適用です。政府税調ではすでに07年度からの引き上げを想定し、またその可能性も一段と高まっていますが、私ども専門書の場合は高価格帯の商品が多いだけに税率がこれ以上高まるとその絶対額も膨らみ、売れ行きの阻害要因になりかねません。現時点では食料品に対する適用が論議の対象になっているようですが、文化国家と自他ともに任ずる欧州各国では、著作物に対しても一部の例外を除いて等しく低減税率（ないしゼロ税率）が適用されています。世界に向けて「書国日本」をアピールしていくためにも、ここは現在の税率に踏みとどめたいものです。

終わりに、当協会にとって今年は役員改選の年、来年は創立60周年の節目となります。詳細は別稿に譲りますが、多くの先輩たちによって営々と育まれてきた夢や理念を引き継ぐためにも、委員会活動はもとより研修会、広報活動などを活発にしていけることが当面の課題と考えています。

自然科学書協会60周年記念行事 開催について

専務理事 本郷 允彦

当協会は昭和21年11月に設立され、平成18年(2006)には創立60周年を迎えることとなります。この間、昭和26年9月には出版団体としては、初めて文部省(現在の文部科学省)から社団法人の認可を受け、科学技術の啓蒙と発展のため積極的に活動を展開してきたことは周知の通りです。協会加盟出版社も設立当初は40社に満たない会員社数でしたが、現在では加盟71社を数える出版団体に発展してまいりました。

平成8年に50周年を迎え記念式典を開催してから、早いものですでに10年が経過しました。協会では、この60年の歩みを会員の皆様と一緒に祝いたいとの考えから、志村理事長を委員長とした「創立60周年記念特別委員会」を立ち上げ、総務委員会を中心として記念行事の内容について検討しております。この先、

開催日時・場所など決めなければならないことが多々ありますが、その内容の一つとして『この10年の歩み』(仮題)と題した記念誌を発行するべく検討しております。この10年の大半は出版不況との闘いであり明るい材料が少ないのが現状ですが、会員の皆様でこの10年間の貴重な資料等がありましたら協会までご提供いただければ幸いです。この他にも、時代に即した記念講演会も開催できればと考えております。委員会では皆様の貴重なご意見をいただきながら、多数の会員社が参加できる式典にするため今後も検討を進めてまいります。

最後になりましたが、今年は「酉年」、出版界が昨年にして高く羽ばたけるよう祈念して年頭の挨拶とさせていただきます。

著作権法の改正要望について

理事 金原 優

著作権法は我々出版社にとって最も重要な法律であり、出版は著作権法の上に成り立っていると言っても過言ではありません。特に自然科学書は領域が細分化され、それぞれ専門性が高く、限定された情報が特定の研究者に利用されるという基本的な使命と宿命の上に成り立っていることから出版物の複写利用が多く、著者と出版社の権利の保護と利益の確保が重要な課題となっています。自然科学書の利用はそのほぼ100%が学術研究目的であり、公共目的を達成するための手段として利用されることが多く、ともすれば著作権法における権利者の権利制限規程に該当し、公共の利益が優先してしまうことがあります。しかし、これでは私企業である専門書出版社は経営的には成り立ちません。

昨年、文化庁は広く一般から著作権法改正についての要望を受け付けました。勿論当協会も権利者あるいは権利者団体として現在の著作権法上の不都合と考えられる項目について改正の要望書を提出しましたが、同時に著作物の利用者である各団体からもまったく逆の立場としての著作権法改正要望書が提出さ

れています。

当協会ならびに関連団体が提出した著作権法改正についての要望項目とその趣旨は、以下の通りです。いずれも出版者としての権利を守るために必要な項目です。

1. 出版者に対する著作隣接権者としての権利を新設すること

著作物を出版物の形で読者に提供するために不可欠である編集・校正、印刷、流通を出版者が行っていることに対する権利を創設し、出版物の様々な利用に出版者が法的に対応することを可能にする必要がある。

2. 公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器によって出版物から著作物が複製される場合について、著作権法第30条の権利制限規程の対象から除外すること

著作権法第30条第1項第1号における私的複製においては本来、公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器を用いて複製する場合は権利制限規程の対象から除外されているが、著作権法附則第5条の2によって当分の間この規定は適用されないことになっている。しかし、同附則は複写に関する集中的権利処理機構が設立されるまでの期間の暫定的なものであり（社）日本複写権センターによって複写に関する集中的権利処理が開始されている現在、この措置は不要であり、同附則は廃止されるべきものである。

3. 図書館が行うことができるとされている複製のうち、利用者が商業目的・営利目的の「調査研究」を目的として複製を求めた場合をその対象から除外すること

一般に企業、団体等が著作物を複製することは著作権者の許諾が必要であるが、図書館においてこれらの利用者に複製物を提供することができるのは同じ複製でありながら整合性を欠いている。ヨーロッパ連合（EU）も2001年に営利目的利用の複写は著作権者の権

利制限規定から除外することが適当であるとして加盟各国へ指令（Directive）を出しており、現在EU各国はそれぞれ著作権法の改正を行っている。日本も世界的な流れに従うことが必要である。

4. 図書館における複製に対する補償金制度を新設すること

著作権法第31条が適用となる公共図書館、大学図書館等における図書館資料の複製は年間を通して膨大な量になっているが、図書館の公共的な使命、また利用程度の差はあるとしても著作権者の権利と利益を侵害していることには変わりがない。図書館における複製は利用者による購入の代替としての要素もあり、著作権者等への補償金を義務付けることが適当である。

5. 学校等の教育機関における複製に対する補償金制度を新設すること

昨年1月施行の改正著作権法によって学校等の教育機関でこれまでの「教育を担任する者」に加えて「授業を受ける者」自らが著作物を許諾なしで複製することが可能となった。今後、さらに社会教育の充実を図っていく上で、また教育という公共目的利用の場面で著作物の利用が増大していくことが予想される。教育目的利用における著作権者の権利制限を否定するものではないが、複製利用であっても権利の侵害には他ならないことから一定の補償金を権利者に対して支払う仕組みを確立すべきである。

6. 図書館における複製が提供できる範囲を図書館内の利用者限定すること

現在多くの図書館においては非来館者からの電話、ファックス、インターネット等による図書館への依頼に基づき図書館資料の複製物を提供している。図書館における複製は本来閲覧が前提であり、閲覧の上に必要となる書写の代替としての複製という基本に立ち返り、図書館における複製は図書館内の利用者限定することを明確にする必要がある。

以上、いずれも出版社にとっては重要な問題で早急に法改正が行われるべき事項であります。1. の出版社の権利問題についてはすでに平成2年の著作権審議会第8小委員会で審議済みの事項であることはご承知とと思います。その後、出版界は関係機関、特に利用者団体である経団連と法改正について協議しなければならないこととなっていました。経団連は法改正に現在のところ同意していません。全く別の問題ですが、日本複写権センター(JRRC)は近々使用料規程の改定について経団連と話し合いを持たなければならないことになっており、現在大幅改訂中の使用料規程についての経団連との協議は難航することが予想されます。

JRRCをめぐる現状と問題点についてはまた別の機会にご紹介しますが、このような状況で出版者の権利問題を経団連と協議してもとてもまとまる見込みは立ちません。現在出版界が展開している「出版者の権利創設」問題は裏返せば「出版者には現在権利がない」と一部の権利者には理解されており、実際にはそのようなことはないのですが問題を正確に理解されないという危険性があります。1. の問題はそのことも含めて書協で今後の見直しも含め、慎重に検討を開始します。

一方で他の団体、特に利用者側が提出している改正要望にも様々なものがありますが、特に自然科学書にとって影響が大きいものについて補足しておきたいと思えます。理工学系、医学系の出版物を多く利用する団体からは特に以下の2点について要望が提出されています。

1. 特許の出願手続その他行政手続に関して必要となる著作物の複製利用を権利制限規程の対象とすること

特許の出願書類に添付する参考文献の複写、あるいは特許庁による特許の出願拒否理由通知で引用された文献の複写を出願者が権利者に許諾を得ることなく自由に複製することを含み、全ての行政手続に必要な著作物について手続を行う者が自由に複製利用できる

ようにして欲しい。

2. 薬事法によって義務付けられている製薬会社の情報提供の際の著作物の複製利用を権利制限規程の対象とすること
薬事法によって、製薬会社は医療従事者から情報提供を求められた場合それに応じなければならないとされているが、その情報の多くは医薬品の臨床応用例、副作用例とそれに対する対応策であり、それらは医学専門雑誌に掲載された文献によって提供されている。医薬品に係る情報は患者の生命と安全に関わる公共的使命を持ったものであり、製薬会社は事前に許諾を得ることなく複製利用できるようにすることが必要である。

特許申請手続における複製、あるいは特許出願拒絶の場合の根拠となる文献の複製は、それによって利益を得ることになる当事者が一般には営利目的の私企業である以上、権利制限の対象とすることは適当ではありません。特許が認められれば、あるいは拒絶された場合であっても、それに対する対応策を考え、再度手続を踏めばそこから得られる権利とその権利が生み出す果実は私企業に帰属するものになります。

このことは製薬企業が厚生労働省に対する行政手続として行う新薬の申請、あるいは薬事法に基づく薬務行政に必要な文献の複製に関しても、これらの手続が営利目的の製薬企業の権利と利益に還元されることを考えれば全く同様のことが言えます。

特許法における特許ならびに薬事法における医薬品に係る手続は行政目的ではありますが、その手続は、それらの権利を確保すること、またそれらの権利の上に製造される商品としての安全性、確実性を確保するものとして国が制度として作り上げたものであり、最終的にはそれぞれの企業に利益をもたらすことを目的とするものです。これらの複製は私企業である利用者が、権利者から許諾を得、必要とされる使用料を払った上で利用すべきものであると考えます。

佐藤さんの叙勲を祝して

社団法人出版文化国際交流会 専務理事 是永保子

(株) オーム社の社長佐藤政次さんが昨秋の文化の日に叙勲の栄(旭日小綬章)に浴されました。推薦団体としてご同慶に堪えません。

1953年10月、出版文化国際交流会の前身、アジア文化交流出版会がオーム社の一隅に机一つで発足した時、すでに佐藤さんは編集部で精力的に働いておられ、当時の社長田中剛三郎さんは将来が楽しみだと話しておられました。交流会創立時からのご縁で、私はオーム社の方々とは深い結びつきを感じます。

佐藤さんの社長就任以前からの『時が来ればきっと交流会を手伝いますよ』の約束は、きちんと実行し

ていただきました。2003年、交流会創立50周年記念事業実行委員会の委員長として統括を願い、特に交流会50年史の発行に当たっては全社を挙げてのご協力をいただき、企画通りの発刊を見ました。FBF出展では世話人会の座長を真っ先に引き受け、忙しい社業を縫って取り仕切っていただきました。

叙勲された佐藤政次オーム社社長



ご多忙な日常には驚きます。古希とはいえ、現在の佐藤さんは青春の真っ只中という感じです。新しい月刊誌の発行もあり、自社のみならずわが出版界にも、まだ成長を見届けねばならない事柄が山積しています。くれぐれもご自愛いただき、更なる発展とご活躍を祈念いたします。おめでとうございます。

薬事法によって医薬品の品質、有効性、安全性、適正使用のための情報を提供することを義務づけられているのは医薬品の製造者である営利目的の製薬企業であり、医薬品はこれらの製薬企業が営利目的の商品として製造販売しているものであります。製薬企業が医薬品の販売によって利潤を得ている以上、こういった医薬品の使用マニュアルとも言うべき情報を利用者に対して責任を持って提供することは製造者である製薬企業の当然の行為であり義務であります。

薬事法によって製薬企業は医薬品の品質、有効性、安全性、適正使用のための情報を提供することを義務づけられていますが、仮に薬事法がそのようなことを義務づけていないとしても、これらの情報の提供は当然製薬企業の責任で果たすべきであり、その情報が学術論文の提供によって行われるならば、製薬企業の責任の中には、その複製許諾を受けること、および使用料を支払うことが含まれることは当然です。

製薬企業によるこれらの複製利用は直接的・

間接的に営利目的であることのみならず、膨大かつ組織的、恒常的であり、これらの複製が著作権法の改正によって権利制限の対象となるとベルヌ条約第9条が批准国の著作権法に求めている、複製が「特別の場合」であって「著作物の通常の利用を妨げないこと」にはならず、日本の著作権法がベルヌ条約に違反することになることは明らかです。したがって、このような改正要望は何があっても阻止しなければなりません。

以上の改正提案はこれから1,2年かけて文化審議会著作権分科会法制問題小委員会で審議し、改正することが適当と判断されたものについては早ければ平成18年度の通常国会で可決成立することになります。まだ相当の時間がありますが、後段の問題についてはその行方を見守り、審議の過程で必要ならばIPAあるいはSTMとも連携しながら改正反対運動を起こさなければならないかも知れません。

最近の中国出版事情と出版教育

(株) 中山書店社長 平田 直

● 2003年の基本状況

中国では新聞と出版を統括する行政上の部署を「中国新聞出版署」と呼んでいます。その中国新聞出版署が2003年の基本状況として公表したデータがありますので、最近の中国出版事情をマクロにとらえる意味からいくつか紹介します。

- ① 全国の出版社数は570社あり、そのうち中央級出版社が220社、地方出版社が350社ある。
- ② 出版総点数は190,391点である。そのうち新刊は110,812点、重版・増し刷りが79,579点である。
出版点数の対前年比伸び率は11.4%である。
- ③ 印刷数は66.7億冊である。

(ア) 定価総金額は561.82億元(7,856.8億円)である。
(イ) 定価総金額の対前年比の伸び率は、5%である。
(ウ) 書籍・新聞・雑誌を合わせた用紙の使用量は対前年175%の伸びを示した。

日本と中国では、指標の定義が同じではありません。したがって、単純な比較は大変危険です。しかしながらこうした数字から、中国の出版業が急速に大きな産業に育ちつつあることは、十分にうかがえると思います。

● 出版学会と出版研究をめぐる

2004年10月18日から22日まで、中国・武漢で日本・中国・韓国の各出版学会の共同開催による『第11回 国際出版研究フォーラム』が開かれ、日本からは発表者を含め13名が参加しました。今回は参加者が全員で63名、スピーカーは24名という規模でした。ご存知のように、武漢は大学のランクでは北京、上海に続く中国第3位に位置する都市で、町としては日本の仙台より少し大きなところといえるでしょうか。

東湖の湖岸に武漢大学のゲスト・ハウスである『弘毅大酒店』という立派なホテルがあり、そこがフォーラムのメイン会場でした。



第11回国際出版学検討会(弘毅大酒店にて)。劉果会長(右から2番目)その隣が植田康夫(日本出版学会会長)

フォーラム初日の18日夜、今年で設立11周年を迎える中国編集学会・劉会長主催の歓迎宴会が同ホテルで開かれました。

このフォーラムは隔年で持ち回りの開催形式のようで、次回の第12回(2006年)は日本で開催される予定です。

中国の会員の発表を聞いて特徴的だったのは、国際化に伴う英文による編集と出版や合併・合作に関するテーマが多かったのは当然として、意外にも「出版編集・出版教育」に関する演題が多かったことです。華南大学と武漢大学の二人のスピーカーは、両者とも大変質の高い内容でした。出版教育の目的は、出版編集に関する教科書を作ることと、出版に有意な人材を提供することで、そのために「産学研」の連携のもとに優れたエディターをトレーニングすることにあると力説していました。また、現在中国全土の46大学・研究所で編集出版学部もしくはコースを持ち、修士・博士などの高いレベルの専門教育を進めているということです。

編集者の国家ライセンス取得試験は、すでに開始されています。初級・中級・高級の3クラスに分けられ、初級はすでに全国で10,000人以上の合格者がいるようです。中級は、大卒もしくは専門学校卒業後5年以上の実務経験者に受験資格があるとされています。基礎・実技・法律の3部門で筆記試験が行なわれますが、3クラス合わせて40~50%の合格率です。今のところ、これらの合格者に対して待遇面での優遇は特にはないようです。

☆

これらのことを踏まえて私は、今後、ドイツ・フランクフルトにある「本の学校」や日本の「エディタースクール」との比較などをしてみたいと思っています。

なお、会議の合間に公式プログラムの一部として、湖北省で一番大きな書店ともいえる『湖北出版文化城』を見学しました。出版社別の棚が相当なスペースを割いてしかも分野ごとにあるのには、羨しさにため息がもれました。大規模ながらもそれほどの混雑は考えられないことから、本の博物館をめざしているとの運営責任者の説明はあながち誇張とは思えませんでした。

専門委員会だより

● 総務委員会

すでにご案内の通り、1月20日(木)に新年会員集会を開催いたします。多数の会員のご出席をお待ちしております。本年は役員改選期にあたりますので、それに合わせて会員名簿を作ることになります。紙媒体もしくはホームページ上への移行も含めて検討していきます。

また、委員長会の大きなテーマの一つであります「協会の活性化」に向けて、会員集会や講演会の開催など含めて、会員の皆さまに少しでもお役に立つよう、取組んでいきたいと考えています。(委員長 南條 光章)

● 販売・出展委員会

今年のTIBF(第12回東京国際ブックフェア2005)は、会期を例年の4月から7月7日(木)~10(日)に変更し、東京ビッグサイトで開催されます。この会期変更が集客に与える影響はプラス・マイナス両面あり、まずはやってみないとわからないと思います。

同じ会期に東京ビッグサイト内で第15回国際文具・紙製品展と第2回国際オフィス機器展が開催されることも今年の特徴の一つです。両者には直接関係はありませんが、集客にプラスの可能性はあっても、マイナスはないと思います。

当委員会には昨年12月に梅原比斗志氏(シーエムシー出版)が加わり、総勢32名となりました。メイン・イベントのTIBFについては2月から半年にわたる準備活動を開始する予定です。

(委員長 藤実 彰一)

● 著作・著作権委員会

今年の大きな動きの一つに、著作権法改正の動きが表面化してきたことが挙げられます。これに関する当協会の主張は前回の当誌面で述べた通りですが、複写問題に大きく影響を及ぼす問題も存在していますので、我々としては注意深く成り行きを見守っていかなければなりません。

また日本複写権センター(JRRC)の改革が必要事項となっています。複写使用料が1枚2円一律という不合理を解消することができなければ、出版物の大部分をJRRCで処理していくことは不可能です。現在、出著協を通じて当協会の主張をJRRCに提起しており、次第に理解を得ている段階ですが、これを利用者(JRRCの利用契約者)にまで理解してもらうには、なお相当の努力と時間が必要です。ではそれまでの間、どのように対処していくか検討しなければなりません。

「出版者の権利」の問題は、その内容、著作権の複写に関する権利問題との関連などを整理し、論点を明確にして具体的な方策を立てていく必要があります。難しい問題ですが、出版界全体で知恵を絞らなければなりません。当委員会の皆様と、協会会員社の皆様のご協力をお願いいたします。(委員長 及川 清)

● 情報システム委員会

HPでは広報活動の他に、情報公開の必要からできるだけ多くの活動状況を掲載するように準備しています。また、外国向けに英文の会員名簿や図書目録を掲載する予定にしています。

最近の携帯電話は縦線だけのバーコードの他に、碁盤の目になった平面コードも読めるようになりました。読み取ったデータを利用できるソフトが普及すれば、飛躍的に利用が拡大するものと思われます[1例を挙げれば、書店での在庫調査(裏返せば欠本調査)]。当委員会ではこの辺に重点を置いて研究する予定です。

(委員長 森北 肇)

● 広報委員会

2004年は会報を順調に年4回発行することができました。引き続き今年も1・4・7・10月に会員の皆様に向けた当協会の動向や、出版関連のニュースを的確にフォローしていきたいと思っています。

2006年に60周年を迎える協会の記念誌作成のために、総務・広報合同委員会が先般開かれま

した。山本格常務理事が委員長を務められ、広報委員会もその一部をお手伝いすることになりました。会員の皆様の中で、特にここ10年間の自然科学書協会にまつわる珍しい写真や資料などをお手持ちの方はぜひともご連絡くださり、ご提供のほどをよろしくお願いいたします。

(委員長 平田 直)

和やかに年末会員集会

当協会恒例の年末会員集会が、去る12月2日(木)18時より東京會館(千代田区)11階ゴールドルームで開催されました。当日は、会員社代表と各専門委員会委員を合わせた98名に、取次・関連業界の方々14名の総勢112名という、昨年を上回る参加がありました。

志村幸雄理事長の「出版者の権利問題など、山積する問題に対応していき、来年こそはいい状況にしたい」という挨拶がありました。それに続き、高野仁(株)トーハン専務、高橋滋世日本出版販売(株)常務、三好勇治(株)大阪屋社長からの来賓挨拶があり、朝倉邦造日



情報交換する参加者

本書籍出版協会理事長の乾杯の発声で会は始まりました。依然として景気回復感がなく、数々の難問・課題を抱える年の瀬の中で開かれたのですが、各テーブルでは和やかに情報交換や懇談が行われました。

【事務局より】

- ◆ (株)電気書院から、営業所開設の届けがあった。
住所：〒101-0051
東京都千代田区神田神保町1-3(ミヤタビル)
電話：03-5259-9160(営業部)/03-5259-9161(総務部)
03-5281-0004(編集部)
FAX：03-5259-9162
- ◆ (株)鹿島出版会は、入居していた鹿島建設赤坂別館の建替えに伴い、下記に移転した。
住所：100-6006
東京都千代田区霞が関3-2-5(霞が関ビル6階)
電話：03-5510-5400(代表)
- ◆ 出版梓会との共催で再販問題についての研修会を開催
テーマ：「著作物の再販制度問題について」
公正取引委員会取引企画課長・野口文雄氏
日 時：2月9日(水)午後3時
場 所：日本出版クラブ会館
- ◆ 退会：(株)地球社

【訃報】

田中久雄氏(株)電気書院前社長が、12月5日多臓器不全で死去されました。71歳。氏は昭和49年以降平成11年の間、当協会の理事を7期、監事を1期務め、会の発展にご尽力いただきました。謹んでお悔やみ申し上げます。なお、「お別れの会」が2月4日(金)11時より、日本出版クラブ会館で開催されます。

編集後記

◇今年(2005年)は戦後60年。日韓条約から40年、ベトナム戦争終結から30年でもあります。自然科学の分野では、アインシュタインが相対論、ブラウン運動、光電効果という三大発見をした「奇蹟の年」からちょうど100年です。これを祝って2005年は「世界物理年」と位置づけられ、世界中で様々なイベントが繰り広げられます。出版社の立場からも、理科離れを食い止めるために、アインシュタイン・ブックフェアなどで大いに盛り上げたいものです。(M., N)

第53/54期広報委員

<担当常務理事> 筑紫 恒男(建帛社)
<委員長> 平田 直(中山書店)
<副委員長> 宮部 信明(岩波書店)
<委員> 井上昭彦(朝倉書店)・池田富士太(科学新聞社)・長 滋彦(技報堂出版)・柏原徹二(南江堂)・小沼正博(恒星社厚生閣)・新谷滋記(工業調査会)・田中久米四郎(電気書院)・安原 仁(家の光協会)